

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月24日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第21号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年岩手県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) <u>Ⅲ種</u> 岩手県職員採用Ⅲ種試験及び警察官採用試験をいう。</p> <p>2 [略]</p> <p>(学歴免許等の資格による号給の調整)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分の適用を受ける者に対する前項の規定の適用については、その区分に応じ「Ⅰ種」にあつては「大学卒」の区分、「Ⅱ種」にあつては「短大卒」の区分、「Ⅲ種」にあつては「高校卒」の区分が同表の学歴免許等欄に掲げられているものとみなす。</p> <p>(経験年数を有する者の号給)</p> <p>第14条 新たに職員となった次の各号に掲げる者（職務の級を第10条第1項第1号に掲げる職務の級に決定された者を除く。）のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第11条第1項の規定による号給（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（第3号又は第5号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して各任命権者が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、18月）で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に別表第7の2に定める昇給号給数表のC欄の上段に掲げる号給数を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（人事委員会の定める者にあつては、</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) <u>Ⅲ種</u> 岩手県職員採用Ⅲ種試験をいう。</p> <p>2 [略]</p> <p>(学歴免許等の資格による号給の調整)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分の適用を受ける者に対する前項の規定の適用については、その区分に応じ「Ⅰ種」にあつては「大学卒」の区分、「Ⅱ種」にあつては「短大卒」の区分、「Ⅲ種」及び「<u>警察官</u>」にあつては「高校卒」の区分が同表の学歴免許等欄に掲げられているものとみなす。</p> <p>(経験年数を有する者の号給)</p> <p>第14条 新たに職員となった次の各号に掲げる者（職務の級を第10条第1項第1号に掲げる職務の級に決定された者を除く。）のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第11条第1項の規定による号給（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（第3号又は第5号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して各任命権者が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、18月）で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に別表第7の2に定める昇給号給数表のC欄の上段に掲げる号給数を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（人事委員会の定める者にあつては、</p>

当該号給の数に3を超えない範囲内で人事委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給) とすることができる。

(1) 第5条第2項第1号及び第2号に掲げる者 その者の任用の基礎となった試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分に応じ、「I種」にあつては「大学卒」の区分、「II種」にあつては「短大卒」の区分、「III種」にあつては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格(前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数

(2)～(5) [略]

2・3 [略]

(昇給号給数の抑制等に係る年齢の特例)

第37条 給与条例第6条第7項の人事委員会規則で定める職員は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員とし、同項の人事委員会規則で定める年齢は、60歳とする。

別表第2 級別資格基準表(第4条関係)

ア [略]

イ 公安職給料表級別資格基準表

試験	学歴免許等	職務の級							
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	
採用試験	I種	大学卒			5	6	2	2	
				0	5	11	13	15	
	II種	短大卒		2.5	5	6	2	2	
			0	2.5	8	14	16	18	
	III種	高校卒	0	2	3	5	6	2	2
			0	2	5	10	16	18	20
その他	中学		2	3	5	6	2	2	
	卒	4	6	9	14	20	22	24	

ウ～ク [略]

別表第6 初任給基準表(第11条関係)

ア 行政職給料表初任給基準表

職種	試験	学歴免許等	初任給
一般	採用試験	I種	1級25号給
		II種	1級15号給
		III種	1級5号給
	その他	[略]	1級1号給

当該号給の数に3を超えない範囲内で人事委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給) とすることができる。

(1) 第5条第2項第1号及び第2号に掲げる者 その者の任用の基礎となった試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分に応じ、「I種」にあつては「大学卒」の区分、「II種」にあつては「短大卒」の区分、「III種」及び「警察官」にあつては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格(前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数

(2)～(5) [略]

2・3 [略]

(昇給号給数の抑制等に係る年齢の特例)

第37条 給与条例第6条第7項第1号の人事委員会規則で定める職員は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員とし、同号の人事委員会規則で定める年齢は、60歳とする。

別表第2 級別資格基準表(第4条関係)

ア [略]

イ 公安職給料表級別資格基準表

試験	学歴免許等	職務の級						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
採用試験	警察官 高校卒		2	3	5	6	2	2
		0	2	5	10	16	18	20

ウ～ク [略]

別表第6 初任給基準表(第11条関係)

ア 行政職給料表初任給基準表

職種	試験	学歴免許等	初任給
一般	採用試験	I種	1級29号給
		II種	1級19号給
		III種	1級9号給
	その他	[略]	1級5号給

無線従事者	第1級総合無線通信士 [略]	1級25号給
	第2級総合無線通信士 [略]	1級9号給
	航空無線通信士	1級5号給
	第3級総合無線通信士 [略]	1級1号給

[略]

イ 公安職給料表初任給基準表

試験		学歴免許等	初任給
採用試験	I種		3級2号給
	II種		2級3号給
	III種		1級3号給

[略]

ウ 教育職給料表(1)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
教諭 [略]	博士課程修了	2級31号給
	修士課程修了 [略]	2級13号給
	大学卒	2級1号給
	短大卒	1級11号給
栄養教諭(任用の期限を付さないものを除く。) [略]	大学卒	1級21号給
	短大卒	1級11号給
	高校卒	1級1号給

[略]

エ 教育職給料表(2)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
教諭 [略]	博士課程修了	2級43号給
	修士課程修了 [略]	2級25号給
	大学卒	2級13号給
	短大卒	2級3号給
栄養教諭(任用の期限を付さないものを除く。) [略]	大学卒	1級21号給
	短大卒	1級11号給
	高校卒	1級1号給

[略]

オ 研究職給料表初任給基準表

試験		学歴免許等	初任給
採用試験	I種		1級25号給
	II種		1級15号給

無線従事者	第1級総合無線通信士 [略]	1級29号給
	第2級総合無線通信士 [略]	1級13号給
	航空無線通信士	1級9号給
	第3級総合無線通信士 [略]	1級5号給

[略]

イ 公安職給料表初任給基準表

試験		学歴免許等	初任給
採用試験	警察官		1級7号給

[略]

ウ 教育職給料表(1)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
教諭 [略]	博士課程修了	2級35号給
	修士課程修了 [略]	2級17号給
	大学卒	2級5号給
	短大卒	1級15号給
栄養教諭(任用の期限を付さないものを除く。) [略]	大学卒	1級25号給
	短大卒	1級15号給
	高校卒	1級5号給

[略]

エ 教育職給料表(2)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
教諭 [略]	博士課程修了	2級47号給
	修士課程修了 [略]	2級29号給
	大学卒	2級17号給
	短大卒	2級7号給
栄養教諭(任用の期限を付さないものを除く。) [略]	大学卒	1級25号給
	短大卒	1級15号給
	高校卒	1級5号給

[略]

オ 研究職給料表初任給基準表

試験		学歴免許等	初任給
採用試験	I種		1級29号給
	II種		1級19号給

	Ⅲ 種		1 級 5 号給
その他		博士課程修了（大学 6 卒後のものに限る。）	1 級 61 号給
		博士課程修了	1 級 57 号給
		修士課程修了 [略]	1 級 37 号給
		高校卒	1 級 1 号給

[略]

カ 医療職給料表(1)初任給基準表

職 種	学歴免許等	初任給
医師	博士課程修了	1 級 33 号給
[略]	大学 6 卒	1 級 9 号給

[略]

キ 医療職給料表(2)初任給基準表

職 種	試 験	学歴免許等	初任給
薬剤師	[略]	[略]	
		大学 4 卒	2 級 1 号給
獣医師	[略]	[略]	
		大学 4 卒	2 級 1 号給
栄養士	[略]	大学卒	2 級 1 号給
		短大卒	1 級 11 号給
診療放射線技師	[略]	大学卒	2 級 1 号給
		短大 3 卒	1 級 17 号給
診療エックス線技師	[略]	短大卒	1 級 11 号給
臨床検査技師	[略]	大学卒	2 級 1 号給
		短大 3 卒	1 級 17 号給
衛生検査技師	[略]	大学卒	2 級 1 号給
		短大卒	1 級 11 号給
臨床工学技士	[略]	大学卒	2 級 1 号給
		短大 3 卒	1 級 17 号給
理学療法士 [略]	[略]	大学卒	2 級 1 号給
		短大 3 卒	1 級 17 号給
視能訓練士	[略]	大学卒	2 級 1 号給
		短大 3 卒	1 級 17 号給
言語聴覚士	[略]	大学卒	2 級 1 号給
		短大 3 卒	1 級 17 号給
歯科衛生士	[略]	短大 3 卒	1 級 17 号給
		短大 2 卒	1 級 11 号給
		高校専攻科卒	1 級 7 号給

	Ⅲ 種		1 級 9 号給
その他		博士課程修了（大学 6 卒後のものに限る。）	1 級 65 号給
		博士課程修了	1 級 61 号給
		修士課程修了 [略]	1 級 41 号給
		高校卒	1 級 5 号給

[略]

カ 医療職給料表(1)初任給基準表

職 種	学歴免許等	初任給
医師	博士課程修了	1 級 37 号給
[略]	大学 6 卒	1 級 13 号給

[略]

キ 医療職給料表(2)初任給基準表

職 種	試 験	学歴免許等	初任給
薬剤師	[略]	[略]	
		大学 4 卒	2 級 5 号給
獣医師	[略]	[略]	
		大学 4 卒	2 級 5 号給
栄養士	[略]	大学卒	2 級 5 号給
		短大卒	1 級 15 号給
診療放射線技師	[略]	大学卒	2 級 5 号給
		短大 3 卒	1 級 21 号給
診療エックス線技師	[略]	短大卒	1 級 15 号給
臨床検査技師	[略]	大学卒	2 級 5 号給
		短大 3 卒	1 級 21 号給
衛生検査技師	[略]	大学卒	2 級 5 号給
		短大卒	1 級 15 号給
臨床工学技士	[略]	大学卒	2 級 5 号給
		短大 3 卒	1 級 21 号給
理学療法士 [略]	[略]	大学卒	2 級 5 号給
		短大 3 卒	1 級 21 号給
視能訓練士	[略]	大学卒	2 級 5 号給
		短大 3 卒	1 級 21 号給
言語聴覚士	[略]	大学卒	2 級 5 号給
		短大 3 卒	1 級 21 号給
歯科衛生士	[略]	短大 3 卒	1 級 21 号給
		短大 2 卒	1 級 15 号給
		高校専攻科卒	1 級 11 号給

歯科技工士	短大3卒	<u>1級17号給</u>
	短大2卒	<u>1級11号給</u>
あん摩マッサージ指圧師	短大3卒	<u>1級17号給</u>
	短大2卒	<u>1級11号給</u>
[略]	高校卒	<u>1級1号給</u>
その他	高校卒	<u>1級1号給</u>

[略]

ク 医療職給料表(3)初任給基準表

職 種	学歴免許等	初任給
保健師	大学卒	<u>2級11号給</u>
	短大3卒	<u>2級5号給</u>
看護師	短大3卒	<u>2級5号給</u>
	短大2卒	<u>2級1号給</u>
准看護師	准看護師養成所卒	<u>1級1号給</u>

備考1・2 [略]

3 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第4号の規定に該当した者で保健師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号給を、それぞれ「大学卒」にあつては2級15号給、「短大2卒」にあつては2級9号給とする。

歯科技工士	短大3卒	<u>1級21号給</u>
	短大2卒	<u>1級15号給</u>
あん摩マッサージ指圧師	短大3卒	<u>1級21号給</u>
	短大2卒	<u>1級15号給</u>
[略]	高校卒	<u>1級5号給</u>
その他	高校卒	<u>1級5号給</u>

[略]

ク 医療職給料表(3)初任給基準表

職 種	学歴免許等	初任給
保健師	大学卒	<u>2級15号給</u>
	短大3卒	<u>2級9号給</u>
看護師	短大3卒	<u>2級9号給</u>
	短大2卒	<u>2級5号給</u>
准看護師	准看護師養成所卒	<u>1級5号給</u>

備考1・2 [略]

3 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第4号の規定に該当した者で保健師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号給を、それぞれ「大学卒」にあつては2級19号給、「短大2卒」にあつては2級13号給とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 令和7年4月1日以後に新たに職員（この規則による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第6に定める初任給基準表の学歴免許等欄の「大学6卒」の区分の適用を受ける薬剤師及び獣医師を除く。）となり、その者の号給の決定について同規則第13条から第15条までの規定の適用を受けることとなる者の新たに職員となった日における号給は、これらの規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより決定する号給とする。